様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年　6月　29日

群馬県知事あて



提出者
住　所　群馬県伊勢崎市境下渕名53番地
氏　名　クリオン株式会社　関東工場
工場長　枝田　政美

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0270－76－3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	クリオン株式会社　関東工場
事業場の所在地	群馬県伊勢崎市境下渕名53番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	21：窯業・土石製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：48.0億円
③従業員数	102人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
排出量	27,968 t	122 t

（これまでに実施した取組）
・場外に廃棄していた物をリサイクル原料として使用し発生を抑制した。（ガラスコンクリート陶磁器くず）
・パレットを修理使用し発生を抑制した（木くず）
・分別し有価で売却（廃プラスチック・廃油）
・増産による廃棄物増加への対応（場内及び場外ﾘｻｲｸﾙ推進）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
排出量	27,535 t	100 t

（今後実施する予定の取組）
上記に加え、下記の取組みを実施予定
・分別を強化し場内リサイクル率アップ
・場内及び場外ﾘｻｲｸﾙの推進
（ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ陶磁器くず）
・パレット再生利用による木くず削減(木くず)

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・ガラスコンクリート陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック、木くず、廃油、はそれぞれに分別、保管をしている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・上記の取組みの継続

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	廃油	
40 t	63 t	0.0 t	t

②計画

廃プラスチック	木くず	廃油	
50 t	40 t	20.0 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	14,126 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・ＡＬＣ粉を還元原料として再利用した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	13,608 t	100 t

（今後実施する予定の取組）
・生産量に応じて還元原料の拡大を図る。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	11,225 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・エスカリウ製品製造（肥料・飼料）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	12,517 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・受注量に応じエスカリウ製品を製造する
・ＡＬＣのリサイクル原料として使用する
・設備改善によるエスカリウ再利用の促進（処理委託の抑制）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず		
0 t	0 t	t	t

②計画

廃プラスチック	木くず		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず		
－ t	－ t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

廃プラスチック	木くず		
－ t	－ t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・実施していない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・予定なし。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
全処理委託量	2,617 t	122 t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
再生利用業者への処理委託量	2,617 t	122 t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	－ t	－ t

（これまでに実施した取組）
・生産量に応じた処理委託を行う。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	廃油	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

廃プラスチック	木くず	廃油	
0 t	0 t	0 t	t

①現状

廃プラスチック	木くず	廃油	
40 t	63 t	0 t	t
－ t	－ t	t	t
40 t	63 t	0 t	t
－ t	－ t	t	t
－ t	－ t	t	t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスコンクリート陶磁器くず	汚泥
全処理委託量	1,410 t	100 t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
再生利用業者への処理委託量	1,410 t	100 t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）
・生産量に応じた委託処理の依頼の実施　・ALC廃材場内再利用による処理委託量の削減　・納入資材の梱包材の削減（木屑、廃プラ）

※事務処理欄

②計画

廃プラスチック	木くず	廃油	
50 t	40 t	20 t	t
－ t	－ t	t	t
50 t	40 t	20 t	t
－ t	－ t	t	t
－ t	－ t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

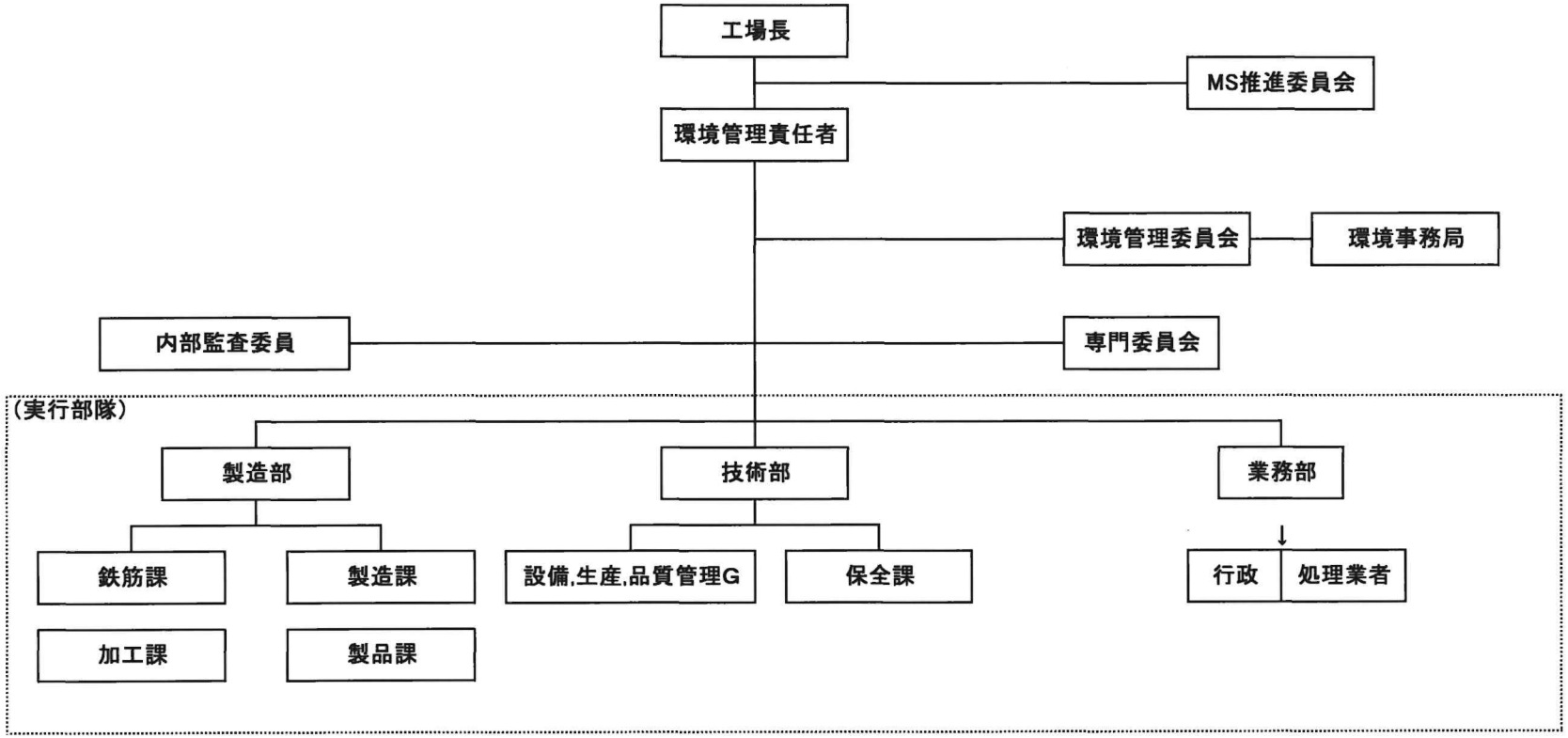
4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

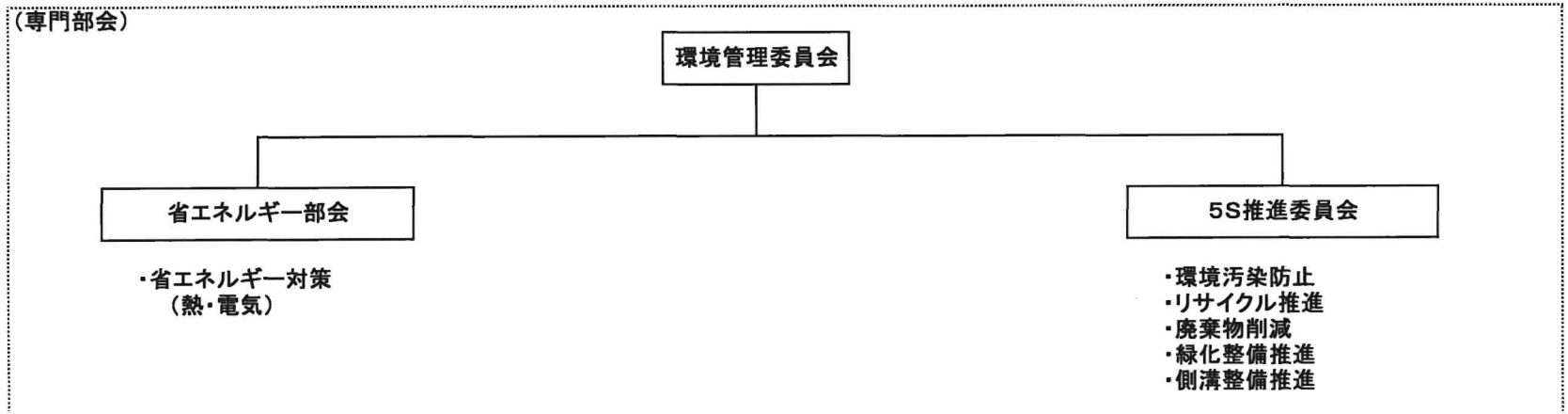
5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

環境機能組織図


工場長
MS推進委員会
環境管理責任者
環境管理委員会
環境事務局
内部監査委員
専門委員会
(実行部隊)
製造部
技術部
業務部
鉄筋課
製造課
設備,生産,品質管理G
保全課
行政
処理業者
加工課
製品課


(専門部会)
環境管理委員会
省エネルギー部会
・省エネルギー対策
(熱・電気)
5S推進委員会
・環境汚染防止
・リサイクル推進
・廃棄物削減
・緑化整備推進
・側溝整備推進

〔産業廃棄物発生工程フロー〕

